



日本語文章、 あるいはその互換性

NIPTA理事／日本アイアール株式会社 代表取締役社長
矢間 伸次

日本アイアール知的財産活用研究所は、「世界で通用する（戦える）特許明細書つくり」を目指している。今回は知的財産活用研究所が纏めた報告書を紹介することにした。

日本の特許仕様書（明細書）の日本語文章は、文章になっていないと、これまで散々悪口を書いてきたが、日本語文章という主題の全体を眺めてみると、読んで意味が取れない文章、意味があいまいである文章は、そこら中に在ることに気がつく。

ここで対象としている日本語文章は、もちろん、自然科学・技術と社会科学の分野で使われているもので、文学とか哲学の分野のそれではない。対象をこの分野に絞っているのは、知的財産活用研究所の使命を、次の行動を支援することに置いているからである。それは、日本の知的資産を知的財産化する、すなわち文書化して、世界の人々に伝え、困難（環境汚染資源枯渢等）に直面している世界全体に貢献する行動である。

貢献するためには、ほんの一握りの人だけが実行すればいい話ではなく、社会システムから経済活動、技術まで、さまざまな分野で存在する知的資産に関係する多くの人々に参加してもらわなければならない。したがって、実に多くの人々が、私も含めて、日本語文章

での表現能力を改善する必要がある、という点に行き着くことになる。なぜなら、世界の人々に、われわれが持つ知的資産を理解してもらいそれを活用してもらうには、理解していただける記述をしなければならないからである。

情感として何らかの感動を与える文章の世界ではなく、伝えたい事実を正確に理解してもらう、あるいはこのようにしようという提案を明確に理解してもらう、あるいはこのように実行しようという計画を理解し受け入れてもらうための文章は、正確さが第一であり読んで支障なく頭に入っていく素直さが第二である。それらを実現するためには、論理的に明確な記述であることが土台となる。

論理的に明確な記述は、言語を中心とする文化と歴史に基盤を置く社会慣習が、われわれのそれとは大きく異なる世界の中のさまざまな人々の理解を求めるための、多分唯一の方法である。したがって、世界の人々に何ごとかを伝えるためには、好むと好まざるに関わらず、得意である苦手であるに関係なく、何が何でも論理的に明確に、そしてそれらを明快に記述する能力を高めなければならない。この課題を背負わされている人は、国民の10人に一人はいるはずだ。つまり世界に貢献しうる知的資産に関係している人はそれぐらいいるだろうと私は見積もっている。

この論理的に明確な文章とは、別の角度から眺めれば、世界の主要言語、とりわけ世界の共通事項を語るために共通手段としての英語文章と、「互換性」が取れている文章であると定義することが可能であろう。その観点から、世に存在している日本語文章を次のように等級分けしてみる：

- A：日本語として整っており同時に英語文章に正確に転換できる
- B：日本語としていさかごつごつしているが論理的に整っており、英語文章に正確に転換できる
- C：日本語を母語としている人にはほぼ理解できるが、英語文章に転換するためには、いくつもの箇所で補修が必要である
- D：普通の理解力を持っている日本語を母語とする人が読んでも理解できない。したがって、英語をはじめいかなる外国語にも転換ができない。落第（赤点）。

この、世界の共通事項を論理的に明確に語るために日本語を、我々は「Open Japanese」と呼んできており、従い、主要外国語と互換性を持つ日本語文章は、オープン・ジャパンーズによる文章と言い換えることもできる。しかしそのような名称にこだわるつもりはまったくない。基本は、互換性を常に意識して文章を作り上げる必要があるというところにある。

どのようにすれば、互換性のある日本語文章を書くことができるのか？

ここに一つの特許仕様書（明細書）がある。その冒頭の「技術分野」を説明した3個の文章を見る。

- (1)「本発明は表面保護フィルムおよびそれを用いてなる粘着物に関する。」
- (2)「本発明の表面保護フィルムは半導体の製造工程や液晶ディスプレイ表面に好適に使用できる。」
- (3)「特にアンチグレア処理された液晶ディスプレイ表面などの粗面化処理された面に對し好適に使用できる。」

(1)に関して：(文章等級D一赤点)

以降の説明を読むと、本発明は表面保護フィルムについてのみと理解できるが、「それを用いてなる粘着物」という物体の正体が分からぬ。フィルムを利用して何かもう一つ粘着性のある物体を発明したのだろうか。「それを用いてなる」というあいまいな、こなれていな表現が、読む人に、「さて何のことだろう」と戸惑わせる原因となっているだけでなく、「粘着物」という単語が、粘着性を持った材料（物質）なのか物体なのかが判定できない。つまり、書いている人だけ理解していることになるだろう。従って、この文章だけからは英語に翻訳することは不可能である。

広告

(2)に関して:(等級D)

製造「工程」とディスプレイ「表面」は概念的にまったく別のもので、同列に扱うことはできない。また、「製造工程」という一般概念だけでは、そこに使用できると言われても何のことか理解できる人はいない。さらに、「好適に使用できる」というおかしな日本語も次に出てくる。先ず言語としてこなれていないし、それ以上に、ここは「技術分野」を特定する場であるから、「うまく使用できる」かどうかを論じる場ではないことを、書いた人には何とか理解してもらいたいものである。この文章をそのまま英語文章に仕立てても、その英語文章を読む人の理解は得られないことになる。

(3)に関して:(等級C)

液晶ディスプレイ表面の特定化をはかつて いる文章であるが、「アンチグレア処理」という言葉は何とかならないものか。アンチグレア処理されると表面が粗くなる「らしい」と推測はできるが、自分達だけは分かっている、常識であると思い込んでいる言葉を生のまま説明抜きで提示されると「嫌な感じ！」となるのだが。もう一つ付け加えれば、この文章には「主語」がない。日本人であれば、「保護フィルム」が主語であることは推測できるが、発明を厳密に規定していく仕様書としては、やはり主語抜きは止めてもらいたい。この文

章を英語に翻訳する人は、私と同じように、この文章の主語は「保護フィルム」であろうと“推測”して翻訳するだろう。翻訳者が文脈から推測して言葉を追加しなければならない原文はきわめて危険であるとも言える。

全体として：

- 1) 「技術分野」を特定する場で、何を規定するべきかが書いた人の頭の中で明確になっていないため、「好適に使用できる」という本発明製品の「利点」記述が含まれる結果となっている。
- 2) 工程と製品という概念が異なる事項を一つの文章内に並列していることは、何を説明しなければならないかが、はっきり理解できていないことを示している。
- 3) 本発明が「保護フィルム」だけなのか「粘着物」も関係しているのか不明という重大な欠陥がある。「粘着物」が本発明の技術分野であるのなら、さらにもう少し分野を特定する次の文章で何等かの特定を行わなければならない。特定されていないため、「粘着物」が分野の範囲なのかどうか不明のままここで説明が終っていることになる。

特許権利を取得するために、何百万円かの経費をかけて仕様書を作成し出願しているのだから、もう少し文章に注意をして記述してもらいたいものだ。

広告

IP戦争とは詰まるところ言語の戦いでもある。では、どのようにして「伝わる日本語」を書けばいいのだろうか。じつは極めて単純である。英語で記述されている「物・事・考え」と同じ内容を日本語文章で明快に書けるように訓練すれば済むことである。

世界の普遍事項を論理的に明快に書き表すことにおいては、英語が格段に適しており整備されているから、とにかく真似するのが手っ取り早い。例えば、「IOT関連」の特許明細書は、論理的思考を身につけていなければ書けない。IP戦争とは詰まるところ言語の戦いでもある。世界での戦いの武器は、残念ながら日本語でなく英語である。

機械翻訳ソフトの支援が受けられる「英語型」に近い日本語を書く

英語と互換性が取れる日本語で書けば、英語は極めて構造的であるから翻訳ソフトの支援が受けられる。この英語の利点を我々日本人は大いに利用すべきである。

いま外国出願で抱えている問題は、多義的で曖昧な「日本特許出願明細書」から「忠実翻訳」された日本特有の英語、つまり「和製英語（ジャパンニシュ）」が、英文特許明細書の文中に含まれていることである。

“分かりやすい伝わる英語へ翻訳するのが翻訳者の仕事だろう”と翻訳者へ責任を押し付けられても、それは困る。

翻訳者は翻訳ソフトを使いこなし、自分の翻訳知識と経験を吹き込む

翻訳ソフトで70～80%の翻訳品質が得られれば翻訳作業の生産性は飛躍的に上がる。あとは翻訳者の知識と経験を吹き込んで100%の翻訳品質を目指せばよい。翻訳品質は劇的に高まること間違いない。

この「英文特許出願明細書」を世界各国へ出願する「基準版」にすれば良い。この「基準版」を出願国の現地代理人へ渡せば各国間のバラツキ度合いは少なくなる。

この「基準版」は欧州語、露語、北京語など、他言語への翻訳も翻訳ソフトの支援が受けられ現地代理人も歓迎する。信頼できる現地代理人の手によって自国の特許出願明細書へ仕上げて貰えばよい。現地代理人の翻訳を確認する場合でも、翻訳ソフトで逆翻訳して英語へ戻し「基準版」と比較すれば、確認したい箇所や質問もしやすくなる。

「ジャパンニシュ」を、そのまま渡したのでは各出願国での「翻訳バラツキ」が大きく、各々の国が違う内容の特許出願明細書になつて収支がつかなくなる。この「基準版」は、社内の「文書品質管理体制」を築くだけではなく、劇的なコストダウンが実現できる。こんな美味しい改善策は他に無い。

とにかく日本から外国へ出願する「トータル費用（翻訳、チェック、OA対応など）」は半端な額でなく増え続けていく。英語を公用語にしている国と比べ、まずコスト面、品質面で大きなハンディを抱えていることになる。この根本的な改善策は、翻訳者と依頼者とが一体となって取り組むべき課題であると考える。

広告